

事 業 計 画 書

【注意事項】

1部あたり50ページ程度を限度に作成してください。

1 運営ビジョン

(1) 地域における地域ケアプラザの役割について

地域包括ケアシステムの推進や高齢者、子ども、障害者支援の視点を含めて地域ケアプラザの指定管理者として行うべき取組を具体的に記載してください。

<記載場所>

横浜市大岡地域ケアプラザは地域包括ケアシステムの中核機関として、住民一人ひとりが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる社会の実現を目指し、高齢者、子ども、障がい者を含むあらゆる世代に向けた支援を行い、地域全体での支え合いを基盤にした「共生社会づくり」に貢献していきます。以下にこのビジョンを実現するための具体的な方向性について記載します。

■ 多様な相談者像を踏まえた相談機能

地域ケアプラザにおける総合相談窓口として、年々増加し、複雑化する相談ニーズに対応するため、多職種による専門的な支援体制を整備するとともに、相談者が迅速に必要なサービスや資源にアクセスできるよう、行政機関や地域の医療・福祉団体との連携をより一層強固にし、地域全体で住民を支えるネットワークを構築していきます。

■ 認知症支援体制の充実

認知症の方やそのご家族への支援について、認知症サポーター養成講座をはじめ、地域住民への啓発活動を積極的に行い、認知症の方を支えるための地域ネットワークづくりを整えます。また、医療機関や介護施設と連携した認知症初期集中支援の推進により、早期の相談と支援が可能となる体制を構築します。さらに、「認知症カフェ」や当事者同士の交流の場を増設し、安心感を得られる居場所づくりを進めます。

■ 介護予防拠点としての役割

介護予防については、地域で行われている介護予防事業やサロン活動の情報を集約し、必要とする住民に情報提供を行うとともに、デジタルを活用した介護予防体操や自宅で参加可能なオンラインプログラムの導入など、時代に即した新たな介護予防事業の創出に取り組み、高齢者の健康寿命の延伸を目指します。

■ 地域包括ケアシステムの推進

地域包括ケアシステムを推進するため、多機関が連携して支援を行う体制の強化を目指し、医療、介護、福祉、教育、行政などがそれぞれの専門性を発揮しながら、住み慣れた地域での生活を支える仕組みづくりに貢献します。地域住民を中心とした協議会や定期的な情報共有会議の開催を通じて、課題の共有と解決策の具体化を図り、住民主体の包括的ケアを実現していきます。

■ 多世代交流と社会参加の促進

多世代交流や地域での社会参加の促進にも注力します。地域の小学校や特別支援学校と連携し、子どもや障がい者が社会に積極的に関わる機会を提供します。同時に、高齢者と子どもが共に楽しみ、学ぶ世代間交流イベントや、地域住民が主体となる居場所づくりを支援し、地域全体での

つながりを深めます。こうした取り組みにより、互いの違いや強みを認め合う「多様性豊かな地域社会」の形成を目指します。

(2) 担当地域の特色、課題及び将来像並びにそれに係る取組について

地域住民や関係者と連携・協働して、情報収集及びデータ分析等により、地域の特色や魅力、課題を把握できる具体的な計画を記載してください。

上記により把握した課題を地域において解決するため、また魅力をより発揮するための関係団体等との連携方法を具体的に記載してください。

<記載場所>

■ 地域の特色や魅力、課題

本大岡地区、井土ヶ谷地区とも横浜の下町風情や助け合いの風土が色濃く残っています。エリア内には京急線井土ヶ谷駅、弘明寺駅、横浜市営地下鉄弘明寺駅があり、鎌倉街道、平戸桜木道路、環状1号線を通る各方面へのバスの路線も多く、交通の便が良い地域です。井土ヶ谷地区には2軒の大型スーパー、本大岡地区には弘明寺商店街があり、駅周辺を中心に商業施設、医療機関が多く存在します。エリア内は高低差のある地形ですが、買い物や通院に便利な平地部分には多くの高齢者が居住し、特に高齢者独居世帯数は市内屈指となっています。両地区とも生活に便利でコミュニティ内での助け合いが盛んな分、相談につながった時には重症化している傾向があり、この5年間（2019～2023）での要介護認定率は区内1位となっています。寄せられる相談の内容は、介護や認知症についてはもとより、経済的困窮、金銭管理、精神疾患、家族関係、住まい、成年後見、終活、近隣トラブル等と多様化しており、介護保険サービスでは対応できない困りごとの増加や、それを補うインフォーマルサービスや高齢者の居場所の少なさなど、地域が抱えている課題は多岐にわたります。

■ 今後の展望

当ケアプラザとしては、年間延べ4,000件近くに及ぶ相談内容の分析のほか、地域の民生・児童委員、町内会の方々、区役所、区社会福祉協議会、医療機関、福祉サービス事業所、商店、金融機関、法律専門職等々、幅広く多様な地域住民や関係機関と、各種定例会議やサロン等への参加、自主事業、地域ケア会議等を通じての情報・意見交換により、地域の情勢を把握して、各種講座の開催や居場所づくり等、求められる事業を展開していきます。また、互いにいつでも連絡・相談ができる「顔の見える関係づくり」をさらに進め、ネットワークを生かして医療・福祉の困りごとがある方を早期に発見し、連携して迅速な対応ができるようにしていきます。特に井土ヶ谷地区にあるUR団地の高齢化率は47%を超え、独居認知症高齢者等について緊急な対応を要する深刻な相談が増加していることから、地域住民の意向を確認しつつ、UR等と連携し、井土ヶ谷地区への包括のプランチ設置について検討していきます。

(3) 担当地域における関係団体等との連携について

地域、行政、区社会福祉協議会、関係機関及びその他様々な団体に加え、他の地域ケアプラザとの連携について、具体的に記載してください。

<記載場所>

区役所、区社会福祉協議会とは隔月に一度、地域情報を共有するカンファレンスの場を設けています。区の高齢障害支援課及び区社会福祉協議会の地区担当職員とは、毎月定例カンファレンスを実施しています。エリア内の地域密着型サービス事業所の運営推進会議、民生・児童委員協議会定例会に

は包括職員が出席しています。また、地域活動に各職員が参加することで、井土ヶ谷地区や本大岡地区の方々とより密な情報共有をしています。さらに、地域支援チームを通じて、区役所各課の職員と区社会福祉協議会、ケアプラザの三者で地域へのアプローチを検討しています。他のケアプラザとは、毎月職種ごとの連絡会があり、区域の事業を通じて連携しています。

今後、地域においては、担い手が高齢化している自治会・町内会の世代交代を見据えて、これまで築いてきた信頼関係を途切れさせることなく、連携を継続していきます。

(4) 合築施設との連携について

同一敷地内に合築している市民利用施設との連携方法について、具体的に記載してください。

<記載場所>

当ケアプラザは南スポーツセンター、大岡地区センターと合築した施設として、地域社会において多様な役割を果たしています。これらの施設が一体となり、地域住民にとって有益なサービスを提供することを目指し、以下の取り組みを実施します。

■ 3館館長会議の開催

各施設の館長が参加する“3館館長会”を2か月毎に開催し、情報共有と相互支援を進めます。この会議では、防災活動や地域イベントなど、具体的な連携テーマを設定し、各施設のリソースを効果的に活用する計画を立案します。

■ 大岡健康プラザ事業の実施

地域住民との結びつきを強めるため、3館合同事業として「フードドライブ」、「クリスマスイブント」、「足の健康フェスタ」等の年間行事を実施します。また、特別支援学校に加え、地元の小中学校と協力し、児童や生徒へのキャリア教育や福祉体験の場の提供を通じて、教育機関との連携を一層深化していきます。

2 団体の状況

(1) 団体の理念、基本方針及び事業実績等について

団体の理念や基本方針、事業実績等について、記載してください。

<記載場所>

私たち、社会福祉法人横浜市社会事業協会は、「多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援すること」を目的として、1981年に法人を設立いたしました。そして、経営理念を「夢と希望の持てる誰もが住みやすい社会との懸け橋を築く」とし、その実現を目指すため、3つの基本理念を定めております。

■ 横浜市社会事業協会の経営理念と3つの基本理念

当法人では、経営理念「夢と希望の持てる誰もが住みやすい社会との懸け橋を築く」の実現を目指すため、3つの基本理念により、利用者の皆様からご満足いただけるサービスの提供と、職員の自己実現が果たせる環境づくりに力を注いでいます。

(1) 経営理念

夢と希望の持てる誰もが住みやすい社会との懸け橋を築く

(2) 基本理念

(ア)人々に共感と信頼の得られる社会福祉事業を行うことにより、人々の安心した暮らしの実現を支援します。

(イ)地域の関係機関と連携しながら、地域における福祉の環境づくりに貢献します。

(ウ)堅実かつ効率的な経営に努め、サービスの質の向上と安定的な提供を確保します。

■ 横浜市社会事業協会の事業実績

当法人は、社会福祉法の規定により社会福祉事業を行うことを目的として設立された社会福祉法人です。1981年の法人開設以来、7つの福祉領域にわたり20か所の事業所及び1か所の診療所を運営してまいりました。また、うち5か所の事業所は、横浜市の指定管理者として運営を委ねられており、総合的かつ公共性の高い事業展開をしております。

運営開始	福祉領域	事業所名	備考
1981年	生活保護	横浜市中央浩生館(入所)	横浜市指定管理者
1983年	身体障害者	よこはまリバーサイド泉(入所)	
1993年	高齢者	横浜市大岡地域ケアプラザ	横浜市指定管理者
1998年	身体障害者	よこはまリバーサイド泉に通所事業を併設	
2002年	身体障害者	ゆい(グループホーム)	
	高齢者	横浜市簗沢地域ケアプラザ	横浜市指定管理者
2003年	精神障害者	横浜市保土ヶ谷区精神障害者生活支援センター	横浜市指定管理者
2006年	生活保護	横浜市中央浩生館に通所事業を併設	横浜市指定管理者
2009年	身体障害者	居宅サポート・リバーサイド泉(訪問)	
2010年	精神障害者	サンライズ(グループホーム)	
2011年	身体障害者	よこはまリバーサイド泉Ⅱ光梨(通所)	
2012年	精神障害者	アンダール(グループホーム)	
	精神障害者	横浜市鶴見区精神障害者生活支援センター	横浜市指定管理者
	障害児	よこはまリバーサイド泉に放課後等デイサービス「わかば」を併設(通所)	
2013年	精神障害者	アテイン(就労支援)	
	身体障害者	よこはまリバーサイド泉Ⅲのぞみ(通所)	
	障害児	よこはまリバーサイド泉Ⅲひまわり(通所)	
2015年	精神障害者	インカル(就労支援)	
2016年	精神障害者	すてら縁(グループホーム)	
2017年	重症心身障害児・者	横浜市多機能型拠点こまち	
	診療所	なごみクリニック	
2019年	障害児	たんぽぽ(通所)	
2021年	障害児・者	よこはまリバーサイド泉相談支援	
2022年	精神障害者	CaféTurtle(就労支援)	
	知的障害者	うるおい南(就労支援)	

(2) 財務状況について

予算の執行状況、法人税等の滞納の有無及び財政状況の健全性等、安定した経営ができる基盤等について記載してください。

<記載場所>

■ 法人の財務状況

過去5年の決算では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を顕著に受けた2022年度以外は、黒字となっております。最終損益に相当する当期活動増減差額(2023年度)は2,492(千円)とコロナ禍の苦境を脱し、2024年度上半期(4月～9月)は57,825(千円)と回復基調を示しております。また、長期持続性を示す指標である、純資産比率は2023年度末で75.3%となっており、全国平均の72.9%(2021年度WAM-NET報告)を2.4%上回り、各施設の安定した運営が法人全体の健全な経営に結びついております。多様化する福祉サービスに対応できるよう、また、民間参入による競争原理にも負けないよう、地域、利用者から選ばれる施設・法人を築きあげてきています。

3 職員配置及び育成

(1) 地域ケアプラザ所長及び職員の確保、配置について

地域ケアプラザを運営していく上で、地域ケアプラザ所長（予定者）及び職員の人員配置並びに勤務体制、必要な有資格者・経験者の確保策について、その考え方を記載してください。

<記載場所>

私たちは、高い専門性を持つ職員を確保し配置するため、以下のような取り組みを進めています。

■ 職員の採用について

- (1) 職員の採用に際しては、法人独自の採用基準（下記・「当法人職員採用基準」）に基づき、高い専門性と広い見識を併せ持つ人材の採用を進めています。
- (2) 社会福祉士、介護支援専門員、介護福祉士等の現場実習の受け入れなどを通して、各種養成校との交流、連携を図ります。そして新卒の学生採用に際しては、将来にわたり地域福祉の向上に寄与できる学生の採用を心がけています。

<当法人職員採用基準>

- ① 利用者主体に考えることのできる職員を採用していきます。
- ② 利用者の要望に真摯に向き合える職員を採用していきます。
- ③ 利用者のニーズとサービスをコーディネートできる職員を採用していきます。
- ④ 常に自分のサービスと行動を振り返ることができる職員を採用していきます。
- ⑤ 他事業所、他部署とも協働力を発揮できる職員を採用していきます。
- ⑥ 安全に対する高い意識を持ち、行動できる職員を採用していきます。

- (3) 所長は法人内外の各施設の異動等を経験し、迅速に、総合的に、的確な判断ができるように育成し、配置いたします。

■ 職員の適正な配置について

- (1) それぞれの職種ごとに必要な資格要件を満たした人員を適正に配置しています。また、職種ごとに必要な人員の員数においても基準に沿って配置しています。
- (2) 当法人は大岡地域ケアプラザを含め、高齢者、身体障がい者、精神障がい者の各施設及び生活保護更生施設など、16か所の事業所及び1か所の診療所を運営しています。これら施設等の運営実績や培ってきたノウハウ、人材を活かして、適材適所の人員配置を行い、地域福祉保健活動の推進に貢献していきます。

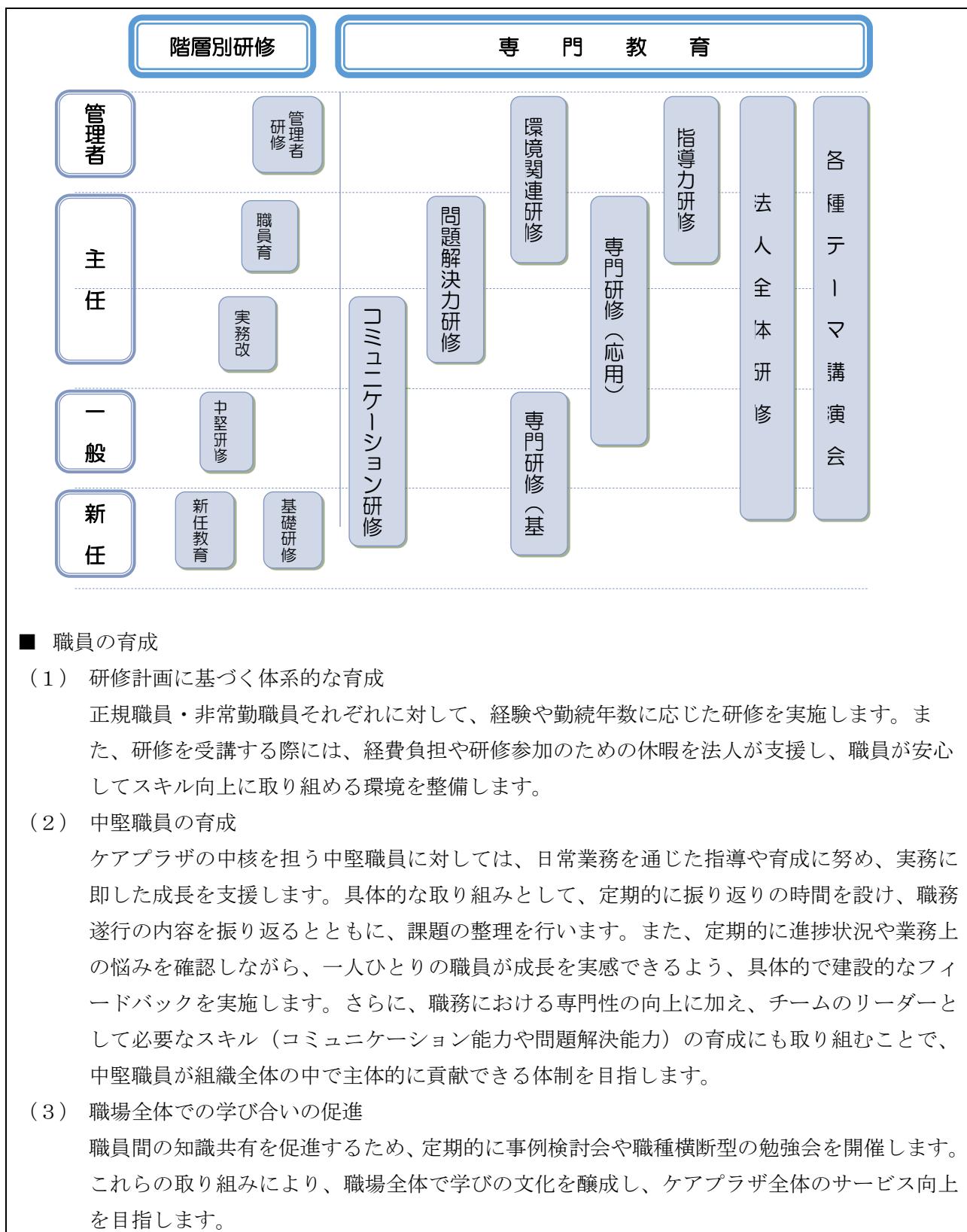
(2) 育成・研修について

地域ケアプラザの機能を発揮するための人材育成及び研修計画について、記載してください。

<記載場所>

■ 職員の研修計画

研修計画に基づき、個々の職員がスキルアップしていくことが出きるよう事業所内及び法人主催の研修を定期的に実施するとともに、外部研修の情報提供を積極的に行い、職員の学ぶ姿勢を支援していきます。



4 施設の管理運営

(1) 施設及び設備の維持保全、管理及び小破修繕の取組について

施設及び設備の安全確保及び長寿命化の観点から、維持保全（施設・設備の点検等）計画及び修繕計画について、具体的に記載してください。

<記載場所>

当ケアプラザの設備管理は、専門性の高い管理を実現するため、外部の設備管理業者に委託しています。委託先と密接に連携を図りながら、以下の取り組みを進めます。

■ 維持保全の具体的な取り組み

(1) 定期的な巡回点検の実施

毎月、設備の巡回点検を行い、安全性と機能性を維持します。これにより、施設老朽化に伴う小破を早期発見し、必要な対応を迅速に進め、利用者の安全を確保します。

(2) 長寿命化を目指す予防保全の推進

老朽化が進行する設備や施設全体について、設備管理業者の専門的な見地に基づいた「予防保全」を進めます。

(3) 修繕計画の策定

小破修繕においては、南区役所と相談のうえで優先順位をつけ、喫緊の課題から順次対応しています。中長期的な修繕計画については、設備管理業者と協議の上、計画的な費用見積りや日程調整を進めます。

■ 施設共有部分の3館共同取り組み

大岡健康プラザの共有部分に関する設備管理については、3館協定書に則り、南スポーツセンターおよび大岡地区センターと連携して取り組みを進め、施設及び設備の安全確保を図ります。

(2) 事件事故の防止体制及び緊急時の対応について

事件事故の防止体制、事件事故発生時における緊急の対応について、具体的に記載してください。

※急病時の対応など。

<記載場所>

■ 事件事故の防止体制

(1) リスク予防の基本方針

事件事故の発生を未然に防ぐため、「安全で安心な事業運営」を最優先とし、職員一人ひとりがリスク意識を持ち、迅速なリスク検知と対応ができる体制を構築します。

(2) ヒヤリハットの共有と活用

ヒヤリハット事例を迅速に記録・報告し、定期的な分析を通じてリスク傾向を把握します。また、ミーティングやケースカンファレンスで事例の共有・原因究明・防止策検討を行い、具体的な改善策をマニュアルに反映します。

■ 事件事故発生時の緊急対応

(1) 対応手順の明確化

事故発生時はまず現場職員が状況を迅速に判断し、安全確保を最優先に行います。また、体調不良者やケガ人が発生した場合は看護師に応援を要請し、対応するとともに、利用者の状態変化や事象の詳細を迅速かつ正確に家族等に報告を行います。

(2) 医療機関への受診や救急搬送の判断

看護師を交えて緊急性を判断し、必要に応じて医療機関への受診または救急搬送を行います。同時に家族等と連絡を取り合い、対応を協議します。

(3) 関係機関との連携

重大な事件、事故が発生した際は区役所や関係機関と迅速な情報共有を行い、状況に応じた適切なサポートを受けながら対応を行います。

(3) 災害等に対する取組について

ア 福祉避難所の運営について

地域ケアプラザは、区防災計画に基づき福祉避難所として開設及び運営を行うことが規定されていますが、発災時に備えた事前準備や福祉避難所の運営方法（職員の参集方法や日ごろの訓練等）について、具体的に記載してください。

＜記載場所＞

当ケアプラザでは、災害時における福祉避難所の円滑な開設・運営を目指し、平時より応急備蓄物品をローリングストック方式で常備し、保管状況を図表化することで、目視点検しやすい工夫を行っています。また、職員間での緊急連絡網の機能確認を行い、活用訓練を実施することで発災時に迅速に参集を行い、福祉避難所を開設する体制を整備しています。

イ 災害等に備えるための取組について

震災や風水害等といった災害や、感染症の発生・まん延に備えるための取組について、具体的に記載してください。

＜記載場所＞

令和6年度からケアプラザ内でBCP（事業継続計画）プロジェクトを組織し、震災時および感染症発生時におけるBCPと福祉避難所開設・運営マニュアルの見直し・更新を進めています。また、BCPに基づき、実践的な訓練（法人全体訓練、福祉避難所情報共有システム活用訓練等）を実施することで、震災や感染症流行時にも柔軟かつ迅速に対応できる体制を整えています。

(4) 公正・中立性の確保について

公の施設として、市民、団体及び介護保険サービス事業者等に対して、公正・中立な対応を図るための取組について記載してください。

＜記載場所＞

■ サービス提供事業所の選択について

相談者の意思を尊重すること、複数の選択肢があることを相談者が知る機会を設けることに留意して相談対応しています。地域包括支援センター職員、居宅介護支援事業のケアマネジャーとも、主に横浜市介護保険総合パンフレット「ハートページ」を提示しながら利用者等に情報を提供しています。今後は、インターネット検索に慣れた世代の相談に移行していくことを見据え、「介護情報サービスかながわ」や、「介護サービス情報公表システム」についても積極的に情報提供をして利用者の選択を尊重していきます。

■ 貸館利用案内について

地域活動等のためのケアプラザの部屋の貸出しに当たっては、貸室登録団体が大変多いため、団体によって利用回数の偏りが出ないように「抽選」方式をとっています。また、抽選に漏れてしまつた団体へは別日程を提示し、活動できるように提案をしています。今後も継続して活動団体

が公平に利用できるように努めています。

(5) 利用者のニーズ・要望・苦情への対応

利用者の意見、要望及び苦情等の受付方法並びにこれらに対する改善方法について、具体的に記載してください。

<記載場所>

貸館利用者や事業参加者からのご意見は担当職員への直接報告や意見箱を通じて受け付けています。意見は速やかに職員間で共有して施設環境や事業内容の改善に活用しています。

具体的な例として、「トイレの掃除方法」に関するご意見をいただいた際は、職場でプロジェクトを立ち上げ、清掃方法の見直しを行いました。また、「相談場所のプライバシー確保」のご要望には、横浜市と協議の上で吸音パーテーション付きの相談ブースを整備しました。今後もご利用者の声を的確に反映し、信頼される施設運営に努めています。

(6) 個人情報保護・情報公開、人権尊重について

個人情報保護及び情報公開の取組、人権尊重など横浜市の施策を踏まえた取組について、具体的に記載してください。

<記載場所>

当ケアプラザでは、「横浜市個人情報の保護に関する条例」及び法人が定める「個人情報保護規定」「個人情報保護に関する基本方針」に基づき、全ての利用者及び関係者の個人情報を適切に管理し、安全で信頼性の高い運用に努めています。職員全員に対し「個人情報保護に関する誓約書」の提出を義務付けるとともに、年1回の研修を基盤とし、横浜市の「地域ケアプラザ向けコンプライアンス研修資料」を活用した内部研修にて学習機会を設けることで、知識と意識のさらなる向上を図っています。

情報公開においては、地域の皆様との信頼関係を築くため、法人ホームページや広報誌を通じて事業計画や決算情報をわかりやすく公開します。

人権尊重については、全ての方々が平等に尊重される社会の実現を目指し、事業所内外の研修等を通じて実践的な学びを深め、人権意識を職員一人ひとりに浸透させることに取り組んでいます。また、当法人の就業規則は令和6年4月1日に改定され、LGBTQに配慮した内容を明記しました。この規程改定に基づき、多様性を尊重する職場環境の実現に向けた取り組みを進めています。今後も職場環境の改善やダイバーシティ推進に注力し、多様性を尊重する風通しの良い環境づくりに取り組みます。

(7) 環境への配慮、市内中小企業優先発注など、本市の重要施策を踏まえた取組

横浜市地球温暖化対策実行計画、ヨコハマプラ5.3（ごみ）計画、市内中小企業振興条例の趣旨及び男女共同参画推進等に対する考え方について記載してください。

<記載場所>

当ケアプラザでは、横浜市の重要施策を踏まえ、環境への配慮や市内中小企業の優先発注、さらに男女共同参画の推進に取り組みます。

まず、環境配慮においては、横浜市地球温暖化対策実行計画を基に、ESCO事業を活用しながら、施設内の省エネ設備の更新を図ります。また、電気やガスなどのエネルギー利用効率の向上を図るとともに、紙資源の削減に向けたデジタル化も推進します。

廃棄物削減については、ヨコハマプラ5.3計画（ごみ計画）の趣旨に沿い、リサイクル可能な廃

棄物の適切な分別を徹底するとともに、食品ロスを削減するため、食材の適正量発注や残菜削減への取り組みを実施します。さらに、リサイクル事業者への委託を通じて廃棄物資源の活用を推進します。

また、市内中小企業振興基本条例に基づき、施設運営に必要な物品や役務の調達にあたって市内中小企業への優先発注を行います。これにより、地域経済の活性化を図るとともに、地元に根差した経済循環の一端を担っていきます。

男女共同参画については、すべての職員が働きやすい環境を整備し、採用や職場内での男女平等を確保するよう努めます。さらに、家庭と仕事の両立を支援する制度や職場風土を整え、ジェンダー平等に関する意識向上を図ります。

5 事業

(1) 全事業共通

ア 施設の利用促進について

施設の稼働率向上のための対策や効率的な施設貸出の方法、利用者のために有益な情報提供を行う方法について、その効果も含め具体的に記載してください。

<記載場所>

当ケアプラザは、最寄り駅から徒歩5分程度と大変便利な立地で、地区センターやスポーツセンターとの合築施設であるため認知度も高く、多くの団体が多目的室、ボランティコーナーを利用され高い稼働率となっています。そのため、南区の地域ケアプラザでは珍しい「抽選方法」を取り、多くの団体が公平に施設を利用できるように工夫をしています。夜間帯においても、生活支援課からの要請を受け、「南区寄り添い型学習支援事業」に場所を提供するなど稼働率の向上に努めています。現時点では電話や来所など、アナログ方式の予約方法ですが、今後は利用者がインターネット上で予約が取れるような利便性の高い仕組みを模索していきます。

情報提供については、広報誌「おーおか通信」を年4回発行し、各種事業の日程、申し込み先などを明記して、申込みの受け付けを行っています。また、ホームページや配架ラックの活用、各サロン等の活動時や地域の会議出席時に口頭やチラシで案内を行い、参加者の増加につなげています。

イ 総合相談について（高齢者・子ども・障害者分野等の相談への対応）

高齢者・子ども・障害者等幅広い分野の相談への対応についての考え方、他機関との連携方法等について記載してください。

<記載場所>

地域包括支援センターには、介護保険に関する相談だけでなく、様々な相談が寄せられ、多様化・複合化の傾向は強まっています。相談者も、本人、家族、親族、民生・児童委員、医療機関のみならず、独居高齢者が多い傾向を受け、隣人や薬局、店舗、金融機関等、多岐に渡ります。当ケアプラザでは、どのような方からの、どのような相談であっても、他分野の資格のある職員も多いため、その経験を活かして対応しています。また、日頃から築いている関係機関との顔の見える関係を活かし、必要に応じて基幹相談支援センター、精神障害者生活支援センター等、他の専門機関や区の障害者支援担当、生活支援課、資源循環局、高齢者住宅の相談員等と連携して支援しています。相談中に、介護保険事業所のほか、医療機関、区の在宅医療相談室、消費者センター、法テラス、行政書士、司法書士、弁護士から電話で情報や助言を得ることもあります。

ケアプラザから少し距離のある井土ヶ谷地区については、地域包括支援センター開始直後から地域住民に請われ、「出張相談」として毎月3か所の会場に出向いて相談を受けています。井土ヶ谷地区連合町内会の協力により会場を確保し、案内チラシの回覧や掲示で、周知をさせていただいています。今後は、地域の意向を確認しながら地域包括支援センターのブランチ設置を検討していきます。

地域交流コーディネーターは、自主事業のマタニティ・ヨガを通じて、妊娠期から産後までフォローする体制を整えています。事業参加者や地域の子育てサロン、育児サークルからの相談は、必要に応じて、区のこども家庭支援課のほか、主任児童委員や子育て支援者、子育て支援拠点など専門機関へとつないでいます。

自主事業のサロン活動（参加者の大半が高齢者）で受けた相談については、関係機関を紹介したり、当ケアプラザの地域包括支援センターへつないでいます。また、関係機関や地域包括支援セン

ターから、自主事業へ繋がった方は活動時の様子を適宜報告するなど連携をしています。

ウ 各事業の連携及び関連施設（地区センター等）との連携について

地域ケアプラザの役割を果たすための、各事業担当間や関連施設との情報共有、円滑かつ効率的な管理運営に対する考え方を記載してください。

<記載場所>

当ケアプラザには地域包括支援センター・居宅介護支援事業・通所介護・生活支援体制整備事業・地域活動交流事業の5つの部署があり、多職種により見守りが必要なケースの支援やボランティアの活動の場の提供、多世代交流等が容易にできる環境にあります。ケアプラザならではの環境を活かして、地域支援から個別支援まで5つの部署が情報を共有しながら、チームで支援しています。

包括三職種と地域交流コーディネーター、生活支援コーディネーターの五職種においては、五職種会議を月次開催し、情報共有と役割分担をしながら協働しています。

当ケアプラザは大岡地区センター、南スポーツセンターと合築施設であることが強みとなります。各施設の担当職員で打合せを行い、大岡健康プラザ事業「フードドライブ」、「クリスマスイベント」、「足の健康フェスタ」の実施や、近隣の学校からの「校外作業学習」の受け入れなどを行っています。

エ 地域福祉保健のネットワークの構築について

地域の関連団体や関連機関との情報共有やネットワーク構築に対する考え方について記載してください。

<記載場所>

多様な相談内容への対応や事業の実施に当たっては、他団体・他機関との連携が不可欠と考えております。近隣の医療機関等とは、地域の高齢者の介護情報、入退院情報など、個別ケースについて頻繁に相互にやり取りをしており、在宅生活での生活を整えるなどのサポートをしています。受診や支援につながらない認知症高齢者については、認知症初期集中支援チームと連携して対応しています。

エリア内にある南区子育て支援拠点「はぐはぐの樹」と子育て支援に関して連携し、広報誌の配架や事業案内にご協力いただき、常に情報収集ができる関係づくりを行なっています。また、子育てもっとネット会議や子どもの居場所ネットワーク会議など各種会議へ出席し、学校と連携をして子どもの情報を常にキャッチできるようにしています。

オ 区行政との協働について

区運営方針、区の事業等を踏まえたうえで、区行政との連携について具体的な取組を記載してください。

<記載場所>

■ 地域福祉保健計画における区行政との協働

(1) 井土ヶ谷地区地域福祉保健計画

地域福祉保健計画の中で、すでに事業として継続している子育てサロンや高齢者孤立防止のための事業と「出張相談」を組み合わせたサロンなどに、ケアプラザ職員と区役所の保健師、南区社会福祉協議会の職員などが向向き、ともに参加してそれぞれの立場で話を聞き、アドバイスをするなど、必要な支援を協働で行なっています。

(2) 本大岡地区福祉保健計画

高齢者の孤立防止のサロンの中で井土ヶ谷地区と同様に地域ケアプラザ、区役所保健師、また南区社会福祉協議会の職員などが協働してサポートをしています。

本大岡地区の三団体（民生・児童委員、保健活動推進委員、友愛活動推進委員）とケアプラザが中心となって定期的に「生活レベルアップ講座」を行なっています。これについても区行政の方々と連携をして行なっています。

■ 認知症事業での協働

区役所が主催する「認知症講演会」等の開催にあたり、地域ケアプラザで行なわれている介護予防サロンなどの場で周知し、参加者を募り、開催当日も受付や会場整理などの裏方の役割を担っています。

認知症部会に参画し、チームオレンジ等、認知症に関する事業について協働しています。

■ 区事業の中での協働

区内で実施されている「お元気で 21 健診」事業においては、「なんなんデー」会場や区役所会場に地域包括支援センターの保健師が出向いて協力しています。また包括版「お元気で 21 健診」においては、毎年、区の保健師及び介護予防サポーターと話し合いながら、「元氣づくりステーション」や自主事業での開催等を決定し、健診の結果説明や個別相談、介護予防指導などの役割は包括支援センターの保健師が担っています。

区が主催する「みなみの終活入門講座」や高齢者虐待防止等、権利擁護に関する講座、成年後見サポートネットの中での研修等の企画・実施、成年後見制度の普及啓発のためのリーフレットの作成、エンディングノートの普及等は包括支援センターの社会福祉士が協働して行なっています。また、あんしんネットワーク連絡会、高齢者虐待防止ネットワークに出席しています。

区内の新人ケアマネジャー育成講座等、ケアマネジャーを支援する企画・実施は包括支援センターの主任ケアマネジャーが協働して行なっています。

カ 地域福祉保健計画の区計画及び地区別計画の推進について

区地域福祉保健計画の区全体計画及び地区別計画の策定・推進の事務局及び地区別支援チームのメンバーとして参画し、住民、事業者、行政等と協働した地域の課題解決に向け、どのような体制でどのように取り組むか記載してください。

<記載場所>

本大岡地区、井土ヶ谷地区とも地域福祉保健計画に事務局として、区、区社協とともに関わり、各種会議には必ず参加し、地域でできること、事務局が行なうことなど、課題、役割の整理を行うファシリテーターとしての役割を担っています。また、計画を地域に幅広く広報していくなどの役割も担いながら計画の策定・推進に携わっています。特に、各種会議への参加や事業、研修、イベントなどを通じて地域の多くの方々とも顔馴染みとなり、広く、深く地域のネットワークを築いていくことを心がけています。

(2) 地域ケアプラザ運営事業（地域活動交流事業。以下「地域ケアプラザ運営事業」という。）

ア 自主企画事業について

高齢者・子ども・障害者等の分野それぞれの福祉保健活動の開発・実施及び自主活動化への取組について、具体的に記載してください。

<記載場所>

■ 高齢者支援事業

(1) 月曜サロン 1・2・4

毎月第 1.2.4 月曜日に高齢者向けのサロンを開催しています。参加者が「参加したい、また来たい」と思っていただけるようなプログラムをボランティアやサロン参加者と検討し、実

施しています。介護予防の体操や口腔体操、歌唱、レクリエーション、季節イベント、近隣の学校との交流を行っています。

(2) 男性体操教室

毎月第 1.3 金曜日に介護予防体操や交流を目的とした脳トレを実施しています。サロン活動への参加が得にくい男性を対象としています。外出の機会や仲間づくりの機会として活用していただき、参加者より「同性の友人が増えて嬉しい」とのお声をいただくなど、好評を得ています。

(3) サロン連絡会

地域で活動している自主グループ・サロン等の担い手メンバー同士の情報交換やネットワークづくりを目的に実施しています。近年はケアマネジャーとの交流会を毎年実施し、インフォーマルサービスをケアプランにつなげる取り組みを進めています。

(4) 生活レベルアップ講座

「認知症」「フレイル」等、地域課題をテーマに予防と共生の視点を持って地域住民を対象に普及啓発講座を行なっています。

■ 子育て支援事業（マタニティ・ヨガ教室）

母子ともに健康で、安心して出産ができるように、妊娠 13 週以降の妊婦の方を対象とし、年 3 回、5 回シリーズで現役助産師の方を講師として実施しています。また、教室を卒業された方を対象に「ママたちの同窓会」を開催し、産後ヨガやベビーマッサージを行ったり、現参加者との交流会を実施したり、妊娠期からの繋がりを大切にして事業を実施しています。さらに、現参加者と卒業生へ地域の子育てサロン情報などを伝え、教室参加後も顔の見える関係でいられるように支援しています。

■ 出張相談

ケアプラザまで距離がある井土ヶ谷地区については、地域住民の声に応えて、毎月 3 か所で各 1 回、地域包括支援センター職員が会場に出向き、出張相談を実施しています。主に、高齢者を対象としていますが、福祉・保健に関わる相談を広く受け付けています。包括支援センター開設以来、継続している当ケアプラザの特色ある取組です。民生・児童委員や地域の方から「心配な方がいる」と相談があった際には、会場を拠点として即座に同行訪問をしたり、地域（町内会・地区社協）の協力により会場が毎月確保されていることを活かして、権利擁護に関する普及啓発の講座を企画したり、民生・児童委員や地域の方との情報交換の場とするなど、多機能的な場として活用しています。

■ その他

ケアプラザで活動する子育て支援サークルの運営についての相談を受け、チラシ配架や情報提供による後方支援をしています。近隣保育園とは子育て関連の会議で相互に情報発信を行ない、チラシ配架に協力しています。

エリア内や近隣の地域活動支援センター等に、会議用のお菓子を発注したり、ロビーを販売場所として提供して、メンバーのコミュニケーション力の向上や工賃アップに協力しています。

イ 福祉保健活動団体等が活動する場の提供について

地域住民の福祉保健活動団体が活動する場の提供について、利用促進を図るための具体的な取組を記載してください。

<記載場所>

■ 利用促進を図るための取り組み

(1) 広報誌の発行等

年間4回広報誌「おーおか通信」を発行し、回覧板で町内に周知しています。事業のチラシは町内掲示板への掲示を依頼し、ホームページにも掲載するなど、広く情報を発信しています。広報誌の中で事業紹介や各団体の活動紹介などを掲載し、事業の利用へつなげています。

(2) 地域の自治会等への働きかけ

現在、大岡地域ケアプラザでは日中の貸館の利用希望は大変多く、公平性を期すために抽選を行っています。しかし、夜間の利用に関しては、定期的な利用団体が複数あるものの、他のケアプラザ同様に貸館のニーズも少なくなるため、区の生活支援課からの依頼の「南区寄り添い型学習支援事業」に場所を提供するほか、地域の役員の方々にも働きかけ、自治会、町内会等の会合の場などに利用していただいている。

(3) 登録団体について

当ケアプラザでは、登録団体が多いため「抽選」方式をとっています。利用機会が公平になったため、利用団体の偏りがなくなっています。今後は予約方法を見直し、より利用しやすい方法を検討していきます。さらに、登録団体の皆さんに事業や通所介護でのボランティア活動を依頼し、準備のための貸室利用を促しています。これらに伴い、利用頻度の向上とボランティアの活動回数の増加に繋がっています。

ウ ボランティア登録、育成及びコーディネートについて

ボランティア登録、育成及びコーディネートについて具体的に記載してください。

<記載場所>

■ 地域の小・中学校の福祉体験の場、インターンシップの場としての提供

地域の大岡小学校から、福祉体験学習の場としてデイサービスや介護予防事業の中でのレクリエーションへの参加など、事前にどのように行なうかなど打ち合わせを行いながら、高齢者と触れ合う機会を提供しています。また、地域の小・中学校には「認知症サポーター養成講座」について適宜提案し、実施可能であることをお知らせしています。さらに、横浜国大特別支援学校の高校生を「インターンシップ」として受け入れ、社会参加の体験をしていただき、就労への一助となるよう努めています。

■ 認知症サポーター養成講座の開催

地域住民、地区社会福祉協議会、また地域の金融機関などの方々を対象として「認知症サポーター養成講座」を行なっています。受講された方の中から、認知症サポーター養成講座のスタッフとなって活動していただける方や、地域の中で活動できる方を発掘していくことも講座開催の目的としています。

■ ボランティアの発掘・育成

(1) ボランティア受入れの拡充

ボランティア活動の受入れ再開に伴い、以前より登録いただいたボランティアの活動のみならず新規登録ボランティアの活動受入れを行っています。ボランティア希望者へは可能な限り、日程を調整し、活動していただいている。また、区域でも活動していただける方には、「南区ボランティアセンター」と連携し幅広い活動先を提供しています。今後、インフォーマルサービスの需要が増すことが予想されるため、新たなボランティア育成についても検討していきます。

(2) 地域の学校の福祉体験の場、職業体験の場としての提供

地域の小学校の総合学習の時間にケアプラザについて周知を行い、学校からの依頼を受け、高齢者サロンとの交流を行っています。また、横浜国大特別支援学校の中学生は「校外作業学習」として清掃や館内整備作業で受け入れ、社会参加の体験をしていただき、就労への一助となるよう努めています。また、同学校の高校生は高齢者サロンで、生徒の皆さんと考えたレクと一緒に実施し、地域の方と交流する場を提供しています。

(3) ちょこっとボランティアの立ち上げ・活動支援

地域課題を検討する（協議体）の中で、有志の方々による「ちょこっとボランティア」としてグループ活動が立ち上がっています。介護保険につながる前や、介護保険サービスでは対応できないニーズ等の「隙間」の支援として地域包括支援センターや居宅介護支援事業所からの依頼を受け、当ケアプラザがコーディネート役として活動支援をしています。

エ 福祉保健活動等に関する情報収集及び情報提供について

地域における福祉保健活動団体や人材等の情報収集及び情報提供について具体的に記載してください。

<記載場所>

■ 本大岡地区・井土ヶ谷地区「地区情報シート」の作成

地域ケアプラザ、南区社会福祉協議会、南区役所、地区社会福祉協議会の役員の方々が集まり、各エリアの地域特性の見極めから、エリアにおける社会資源やインフォーマルサービス、人的資源などを「地区情報シート」に落とし込み、必要な情報の収集や様々な関係機関同士で共通認識を持つ機会としています。

(3) 生活支援体制整備事業

ア 高齢者の生活上のニーズ把握・分析について

担当地域における高齢者の生活上のニーズを把握・分析する方法について、具体的に記載してください。

<記載場所>

「高齢者サロン」等の地域活動を通じ、また、地区別計画に係る会議等に出席して、高齢者の生活上の主だったニーズを把握・分析をしています。また、ケアプラザ、区社協、区役所、その他関係機関と情報共有の場を持ち、支援の方向性、課題解決の協議をしています。

イ 多様な主体による活動・サービス及び社会資源の把握・分析について

民間企業やNPO法人等、多様な主体による社会資源を把握・分析する方法について、具体的な取組を記載してください。

<記載場所>

地域ケア会議等を通して、共通の課題を検討する関係機関として、福祉・医療の関係機関の他に、金融機関や団地の相談室、法律家など多様な方々に声かけし、会議へ参加していただくことで、異なる分野の視点からの知見も得て、社会資源の把握・分析を行ない、連携を深めていきます。

ウ 目指すべき地域像の共有と実現に向けた取組（協議体）について

目指すべき地域像を地域住民等と共有し、地域の活動・サービスを創出・継続・発展させるための取組（協議体）について、具体的に記載してください。

<記載場所>

地域活動については担い手の高齢化が顕著に現れ、活動の継続が困難な現状です。世代を問わず様々な意見を織り交ぜながら担い手の後継問題等の地域課題に取り組んでいきます。

介護保険サービスだけではなく、インフォーマルサービスと組み合わせたケアプランが求められる中、参加者の移動問題が課題です。地域全体で「移動支援」を考える機会（協議体）を持ち、関係機関と連携をして取り組みを進めていきます。

エ 高齢者の生活ニーズと社会資源のマッチングの支援の取組

高齢者の生活上のニーズと多様な主体による社会資源のマッチングの支援について、具体的に記載してください。

<記載場所>

地域の薬局が母体となり運営をしている横浜市介護予防・生活支援サービス補助事業（サービスB）を支援しています。運営については関係機関と連携をして講師をつなげています。参加者については補助金申請に係る要件を達成すべく、包括支援センターと連携をして要支援者等の利用につなげています。開所より6年、地域高齢者の介護予防の拠点として活動が続いている。

地域活動では需要が高まる中で、担い手の高齢化により継続することが困難な状況です。ケアプラザとしては区社協、区役所とも連携し、サポートをしています。特に、進捗状況の確認及び振り返りを一緒に行なうことで現状の認識とこれからの方針を相互で確認することができており、今後の取り組みの継続、発展に向けてサポートしていきます。

総合相談においては介護保険サービスに限らず、相談者に合ったインフォーマルサービスの情報提供をしていきます。

(4) 地域包括支援センター運営事業

ア 総合相談支援事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である総合相談支援事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

<記載場所>

■ 総合相談支援

大岡地域ケアプラザでの相談件数は令和5年度は年間約3,700件と、非常に多くの相談を受けている。そのような状況の中で、適宜、包括三職種間で、現在の相談内容の情報共有を行い、支援方針などの話し合いを行なっています。また、月1回の五職種会議、3か月に1回包括カンファレンスを実施し、情報共有を行なっています。

相談のなかでも問題が多様で複雑な方への対応に関しては、地域包括支援センターの中だけではなく、南区役所、医療機関、南区社会福祉協議会、地域の民生・児童委員の方などと適宜連携し対応しています。

ケアプラザから少し距離のある井土ヶ谷地域に関しては、民生・児童委員の方々の協力も得ながら毎月、井土ヶ谷地区内の3か所の会場で「出張相談」を行い、相談を受けています。

■ 地域包括支援センター・ブランチ設置の検討

井土ヶ谷地区出張相談は、ケアプラザ開所当初より、「井土ヶ谷地区にもケアプラザが欲しい」との住民の声に応えるものとして、平成18年から今日まで継続し、住民の方からは好評を得ているものの、各町単位でみると、月に1回、2時間のみ、固定の日時での開催であるため、日程が合わなければ行けない、相談したいと思った時にすぐできない、気軽に行けない等の課題が

あります。ケアプラザとしても、出張相談先では現在使用している総合相談のシステムやデータベースにつながらない、相談者に渡せる必要な資料がそろっていない等の不自由さがあり、住民の要望に応え切れていない現状があります。井土ヶ谷地区の住民が、大岡のケアプラザと同様に常にその存在を認識し、気軽に、いつでも、直ぐに相談でき、ケアプラザとしても迅速に効率的な対応ができるようにするために、地域包括支援センターのブランチの設置について検討していきます。

イ 認知症支援事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である認知症支援事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

<記載場所>

■ 「認知症サポーター養成講座」の開催

地域のキャラバンメイトの方々と連携を取り合いながら、地域住民や希望される団体等に対して「認知症サポーター養成講座」を開催していきます。

認知症について学びたいと相談があるも希望する相手の時間的に「認知症サポーター養成講座」の実施が困難の場合は、「認知症サポーター養成講座」に限らず、認知症の講話を実施しています。

「認知症カフェメロン」が実施されています。認知症やそうでない方々も気軽に集まれる場所として重要な拠点であり、ボランティアに加えて、井土ヶ谷地区社会福祉協議会にも、必要な方々へつなぐ架け橋になってもらっています。また大岡ケアプラザとしても毎回活動に参加し、相談等に乗れるようバックアップをしています。

■ チームオレンジ

チームオレンジとして近隣の商店や地域のサロン等の集いの場と協働し、認知症の方や地域の方が広く交流できる場を創出していきます。認知症の当事者や、地域の高齢者を対象として通りがかりの方からも開催の様子が見える場所で実施するなど工夫を行い、当日でも気になった方が誰でも入れるような場を作っていきたいと考えています。

ウ 権利擁護事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である権利擁護事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

<記載場所>

毎年、本大岡地区三団体協議会（民生・児童委員、保健活動推進委員、友愛活動推進委員）と協働して、「老い支度講座」を行ってきました。また、出張相談の会場や包括版地域ケア会議の場を活用して、消費者センターの相談員を講師に招いて、毎年消費者被害防止の普及啓発の講座を開催してきました。各種サロンに出向いて、南区版エンディングノートの紹介を行い、国民生活センターから提供される直近の消費者被害の事例を紹介して注意喚起するなどしてきました。今後は、特に「成年後見制度」について、また判断能力が失われる前の備えが重要であることについて、講座の開催等を通じて計画的に普及啓発をしていきたいと考えています。

成年後見制度については、総合相談から制度の利用が望まれると判断した場合には、速やかに法テラスや区の成年後見サポートネットワークで関係を築いてきた弁護士、司法書士、行政書士等と連携して早期の利用につながるよう支援していきます。

高齢者等への虐待については、介護サービス事業者や地域の民生・児童委員、町内会の役員の方々

等からの相談などを受けた時点で、まず、現状を確認し、南区高齢者支援担当のケースワーカーと保健師に速やかに情報を提供し、関係各者で対応方針を決め、協働して対応しています。

認知症の方を介護しているご家族等の負担感やストレスを和らげ、虐待を予防するために、必要な方を介護者サロン・だんごの会（月1回ケアプラザにて開催）に効果的につなげていきます。現在、だんごの会は、従来の方針を継続し、認知症高齢者の介護を終えたご家族を担い手として、自主性の高い懇談会であることを大切にしています。参加者が少ないことが課題となっており、屋内外へのポスターの掲示や広報誌、ホームページへの掲載、ケアマネジャーの集まりでの紹介等により広報に努めていますが、必要な方を確実につないでいける対策をさらに検討していきます。

エ 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業等

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である包括的・継続的ケアマネジメント支援事業等をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

<記載場所>

■ 地域特性

担当する地域は、大規模開発による分断がなく、町会や商店会など、古くからの地域コミュニティが根強い地域です。また、ケアマネジャーが所属する事業所の数も豊富で、委託先が見つからないといった問題は発生しておりません。

■ 地域とケアマネジャーの交流支援（インフォーマルサービスの活用支援）

地域の民生・児童委員及び地域で活動する団体とケアマネジャーの連携強化を目的とした、交流会をそれぞれ開催しております。この交流会では、ミニ講座や、あるテーマを取り上げて、それぞれの立場からどのように考え方アプローチしていくかについて意見交換を行い、互いの役割を理解し連携を深めています。

■ ケアマネジメント力向上支援

南区役所の高齢担当及び主任ケアマネジャー分科会と連携し、新任ケアマネジャーに対する導入研修を毎年実施しております。本研修では、区内で活動する際に必要となる制度等の情報や、関係機関との連携を円滑に進めるための基盤を築くことなどを目的としています。さらに、区内のケアマネジャーによる自主グループ『あったかネット南』と連携し、令和6年度は「対人援助技術」及び「難病制度」に関する研修を実施いたしました。本研修を通じて、地域におけるケアマネジメントの質向上に貢献できたと考えています。今後も、継続的な研修の提供により、地域のケアマネジャーの専門性向上を図っていきます。

■ 医療と介護の連携支援（在宅医療・介護連携推進事業）

医療と介護（ケアマネジャー）との連携を強化すべく、毎年4回開催している「ケアマネサロン」にて、毎回協力医を招き、医療面からアドバイスおよび顔の見える関係構築を図っています。また、ケアマネジャー向けの共催研修（区・包括・あったかネット南）にて、医療に関する研修を開催しています。医療と介護の連携は、ケアマネジメント力向上に資するものである為、今後もより一層、医療と介護の連携を推進に努めています。また、南区在宅療養支援ネットワーク会に参加し、医療の専門職及び関係機関との関係構築にも努めています。

オ 地域ケア会議について

地域包括ケアシステムの実現のために、地域ケア会議を活用してどのように取り組んでいくか、具体的に記載してください。

<記載場所>

本大岡地区、井土ヶ谷地区とも、南区高齢者支援担当ケースワーカー、保健師、南区社会福祉協議会、民生・児童委員、自治会の役員、ケアマネジャー、介護サービス提供事業所等を参加者として、「地域ケア会議」を開催しています。包括版では、地域の状況や課題を共有し、どのように連携できるのか意見交換をして「顔の見える関係」を築くことを目的の一つとしています。近時は、金融機関や医療機関、UR団地の相談員、司法書士等、幅広い関係者の出席が得られているため、今後は、総合相談の内容や傾向の分析を丁寧に行なうことで洗い出された地域の課題を整理しながら、さらに多様な方々とつながり、参加者それぞれの知見を活かして、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最後まで続けられる地域づくりに向けて協議していきます。

カ 指定介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）について

事業実施に係る人員の確保・育成、業務委託先である指定居宅介護支援事業者の選定方法及び具体的な支援内容の計画について記載してください。

<記載場所>

■ 人材の確保・育成について

介護予防支援事業および第1号介護予防支援事業の円滑な実施に向けて、介護支援専門員や事業運営に必要な人材を確保するために、法人人事課と連携した募集活動を実施します。また、資格要件や業務経験を考慮した選考を行います。

人材育成においては、新規採用職員への初任者研修および既存職員を対象とした継続的な研修を計画し、外部研修や職場内研修(OJT)の併用により実務能力向上を図ります。また、横浜市および地域包括ケア関連団体と連携し、職員が地域の特性に即した知識やスキルを身につけられるような教育機会を提供します。

■ 指定居宅介護支援事業者への業務委託の考え方

居宅介護支援事業者は、訪問介護や通所介護などのサービス事業所を併設しているところが多く、自社のサービスへの誘導に繋がる可能性も指摘されています。そのため、本人や家族の意向が十分に反映されているか、また、サービスの必要性について適切な評価が行われているかなど、地域包括支援センターでは、ケアプランの内容を精査し、担当者会議などで関係者と意見交換を行なうなどして、より適切なサービス提供に繋がるよう、事業者への指導や助言を行なっています。また、委託先選定に当たっては、公正中立を心掛け、利用者、家族の希望を尊重し、複数の選択肢を提示して選択していただくようにしています。

■ 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント（以下ケアマネジメント）について

地域包括支援センターのケアマネジメントは、「法令遵守」「尊厳の保持」「適正なケアマネジメント」に基づき、個々の利用者の状況に合わせたケアプランを作成し、必要なサービスを提供することで、要介護状態になることを防ぎ、可能な限り自立した生活を支援していきます。

キ 一般介護予防事業（介護予防普及強化業務）について

市や区の方針に沿って、介護予防に関する普及啓発や地域活動支援等の介護予防事業をどのように展開していくか具体的に記載してください。

<記載場所>

■ 新たな介護予防の拠点となる事業の創出と継続

元気つくりステーションとして「遊友（ゆうゆう）」、「元気つくりステーション井土ヶ谷」、「下の前げんき会」という3つのグループがありました。コロナ禍やボランティア・参加者の高齢化、人数の減少等があり、「元気つくりステーション井土ヶ谷」と「遊友」は活動終了となりました。「元気つくりステーション井土ヶ谷」は地区社会福祉協議会主体の「元気！！いどが

や！」に引き継がれ、定着に向けてケアプラザと区の保健師とで後方支援を行っています。井土ヶ谷地区においては高齢者が集まる場所が少ない現状があるため、重要な受け皿の一つとしてケアプラザとして支援を継続していきます。

「大岡はらっぱ」という脳トレの自主グループがあり、大岡ケアプラザのすぐ裏にある広場で実施しています。周囲から見える環境で実施していることもあります、気軽に参加できる介護予防教室となっています。地域で閉じこもりがちな高齢者を地域包括支援センターの職員がお誘いするなどして、ケアプラザと密接に連携を取りながら行なっています。

今後、要支援の方々などの介護予防事業を地域で立ち上げていくことが求められる中で、介護保険の利用に至らない方の重要な受け皿の一つとして、インフォーマルサービスをケアプラザも支援していきます。また、活動が長期にわたり、ボランティア・参加者の高齢化により活動が終了したグループもあるため、需要を確認しながら、ケアプラザにて自主グループを立ち上げる等、新たに集まる場を創出していきたいと考えています。

ク 多職種協働による地域包括支援センターネットワークの構築について

包括的支援事業を効果的に実施するために、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービス等の社会資源が有機的に連携できるためのネットワークづくりをどのように行っていくかを記載してください。

＜記載場所＞

■ 地域ケア会議を活用したネットワークづくり

本大岡地区、井土ヶ谷地区とも、南区高齢者支援担当ケースワーカー、保健師、南区社会福祉協議会、民生・児童委員、自治会の役員、ケアマネジャー、介護サービス提供事業所等を中心にその時々のテーマに合わせた関係者で「地域ケア会議」を開催しています。その中で「顔の見える関係」を築くことを目的の一つとしています。近時は、金融機関や医療機関、UR 団地の相談員、司法書士等、幅広い関係者の出席が得られているため、今後は、より広く地域住民に参加を依頼するなど、さらに多様な方々とつながり、新たなネットワークを構築していきます。

■ ケアマネ交流会を通したネットワークづくり

本大岡地区、井土ヶ谷地区の民生・児童委員とケアマネジャーによる交流会を開催しています。この交流会では、それぞれの活動内容や役割についての理解を深め、地域における円滑な連携体制構築を目指しており、今後も継続して開催していきます。

■ 地域の医療機関との連携

「南区在宅医療支援ネットワーク」や個別ケースの支援を通じて、地域の医療機関との連携が図られていますが、今後はさらに多くの医療機関と顔の見える関係を築き、支援に生かしていきます。

■ 地区センター、スポーツセンターとの連携

「大岡健康プラザ」は地区センター、スポーツセンターとケアプラザの複合施設であり、防災訓練、プラザ周辺の清掃活動、駐輪場の整理、その他「健康プラザ」全体に関わる課題に対して、定期的に館長等が集まり、話し合いを行い、協働して様々な課題に対して対処しています。

■ 地区社会福祉協議会の「地域福祉保健計画」を通したネットワークづくり

本大岡地区、井土ヶ谷地区において、それぞれ「地域福祉保健計画」を策定し、それぞれの地域における保健・福祉の活動を推進していますが、ケアプラザも区社会福祉協議会とともに参加し、地域の様々な活動の後方支援を行っています。地区社会福祉協議会を中心とし、連合町内会、地域の小中学校、行政など多くの関係者とのネットワークづくりを行っています。

■ 一般企業やボランティア団体との連携

介護保険サービスでは対応できないサービスや、住まい探し、終活に伴う物品整理・処分等々、多様なニーズに対応可能な事業者やボランティアについて、ケアプラザに来所があった機会等を生かして広く情報を収集し、関係づくりを進め、連携していきます。

(5) 居宅介護支援事業

公の施設における事業提供であることを踏まえ、居宅介護支援事業について、指定介護予防支援事業者との連携体制も踏まえて記載してください。

<記載場所>

■ 公的な施設としての認識

横浜市大岡地域ケアプラザという名前ののもと、横浜市の施設であること、「社会から常に見られている」という意識をもって業務にあたっています。

地域ケアプラザの居宅介護支援事業に求められているのは、利用者に寄り添いながら、「公正・中立」的な立場に立つということ、そして、所内の地域包括支援センターの職員とも密接に連携を図りながら対応していくことを責務として、役割を果たしていきます。

■ 介護予防支援事業者との連携

大岡地域ケアプラザの地域包括支援センター主任ケアマネジャーを中心に本大岡地区、井土ヶ谷地区の「ケアマネ交流会」また、地区のケアマネジャーのスキルアップを図ることを目的として行っている「大岡ケアマネ交流会」などの場に居宅介護支援事業の職員も積極的に参加し、地域のケアマネジャーとの交流を深めています。

(6) 通所介護等通所系サービス事業

プログラム及び運営方針について、具体的に記載してください。

<記載場所>

■ 公的な施設としての認識

地域ケアプラザが「公設民営」の施設であり、横浜市の施設であるということを全ての職員が理解し、「地域から常に見られている」という認識をもって職責を果たすよう指導しています。また、通所介護の送迎時における事故防止や交通ルールの遵守など、地域の方からルールを守らないなどの声が寄せられることがないよう指導を行っています。

これまで家族の「レスパイト」的な役割や「入浴と食事」へのニーズにお応えすることに注力してきましたが、今後は「中重度の要介護者」「認知症高齢者」の積極的な受入れを進めつつ、可能な限り自宅で自立した日常生活を送れるよう、心身機能の維持を目的とした介護予防プログラムを進めていく場としてサービス提供を行ってまいります。

■ 多様なサービスメニュー

小グループに分かれ、その日に自分の好きなことを行える「選択プログラム」を導入しています。小さなグループなので、お一人お一人が主体となり、他の方とコミュニケーションを取りながらの活動となるので、心身の活性化にもつながっています。手や指を使っての作業を伴うレクリエーションは多くの方に好評であり、認知症予防にもつながるということで多くの利用者が参加されています。

地域のボランティアの方から協力を得ながら、「絵手紙教室」をはじめ、地域で活動されている団体の演奏会や季節行事などを実施し、開かれた施設として地域の方々との交流を大切にしています。

「大岡菜園」というミニ菜園を敷地内につくり、季節毎に様々な野菜などを利用者とともに育て、収穫した野菜は昼食の食材として味わうことで、活動の張り合いを持たせています。ご利用者の活躍の機会として、多くの方が生き生きと参加されています。

6 収支計画及び指定管理料

(1) 指定管理料の額及び施設の課題等に応じた費用配分について

収支計画、利用者サービスのための経費に対する考え方について、施設の特性を踏まえて記載してください。

<記載場所>

大岡地域ケアプラザは、開所から32年が経過し、設備面の老朽化が課題となっています。地域の高齢者や子育て支援の拠点としての役割を果たすためには、これらの課題に適切に対応しつつ、安定的なサービス提供を実現する必要があります。

管理費については、老朽化した設備の維持・修繕費用を最優先に確保します。施設の安全性と快適性を維持するため、給排水設備や空調設備の更新と適切な保守管理といった基本的な取り組みを計画します。これにより、利用者が安心して施設を利用できる環境整備を進めてまいります。

人件費は必要な配置基準を満たしつつ、職員のスキルアップを支援する研修経費を含め、サービス向上につながる支出を優先します。また、事業費については高齢者を対象とした介護予防プログラムや認知症対策事業、子育て支援事業などの自主事業実施経費や事業用品費を地域の実情と利用者ニーズを十分に考慮して費用を配分し、利用者サービスの充実を図ります。

施設の老朽化という課題を正面から捉えつつ、地域住民にとって必要不可欠な福祉拠点としての役割を継続的に果たすため、持続可能な運営とサービスの向上を両立させることで、今後も地域福祉の向上に貢献してまいります。

(2) 利用料金の収支の活用及び運営費の効率性について

利用料金の収支の活用や運営費等を低額に抑える工夫について記載してください。

<記載場所>

利用料金の収支については、職員のスキルアップを目的とした研修への参加や、利用者満足度を高めるための設備改修、備品の購入に充て、サービスの質向上に向けた再投資を行います。また、地域イベントや講座の充実を図り、新規利用者の拡大と利用者の定着を目指します。

運営費の効率化については業務記録や管理のIT化を推進し、ペーパーレス化による経費削減と事務効率向上を目指します。また、光熱費削減に向けてはESCO事業を活用し、LED照明の導入を進めます。

**指定管理料提案書
(横浜市大岡地域ケアプラザ)**

1 指定管理料提案書

(1) 地域ケアプラザ運営事業

項目		積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額				
				令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
人 件 費	賃金水準 スライド対象	【内訳】 賃金水準スライド対象人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域活動交流Co ・サブCo等	□	11,430,000円	11,430,000円	11,430,000円	11,430,000円	11,430,000円
	賃金水準 スライド対象外	【内訳】 賃金水準スライド対象外人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域活動交流Co ・サブCo等	□	497,000円	497,000円	497,000円	497,000円	497,000円
事業費		地域活動交流事業費 講師謝金、保険料、その他雑費 等	□	630,000円	630,000円	630,000円	630,000円	630,000円
事務費		備品購入費、旅費交通費、研修費、通信運搬費、リース代、印刷製本費、各種消耗品、施設賠償責任保険加入費等	□	3,789,000円	3,789,000円	3,789,000円	3,789,000円	3,789,000円
管理費		・管理費 ・施設維持管理費 (各種保守点検費)	□	3,826,505円	3,826,505円	3,826,505円	3,826,505円	3,826,505円
小破修繕費		・小破修繕費 474,000円		474,000円	474,000円	474,000円	474,000円	474,000円
利用料金の活用		<介護保険収入等を充当する場合は記載してください。>						
施設使用料相当額				-1,036,000円	-1,036,000円	-1,036,000円	-1,036,000円	-1,036,000円
合計				19,610,505円	19,610,505円	19,610,505円	19,610,505円	19,610,505円
			うち団体本部経費					

※1:(地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数(0.125人工))+(地域ケアプラザ運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数)+(地域ケアプラザ運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

(2) 地域包括支援センター運営事業

項目		積算根拠 団体本部 経費 の含有	金額					
			令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	
人件費	賃金水準 スライド対象	【内訳】 賃金水準スライド対象人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域包括支援センター職員等	□	25,991,000円	25,991,000円	25,991,000円	25,991,000円	25,991,000円
	賃金水準 スライド対象外	【内訳】 賃金水準スライド対象外人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域包括支援センター職員等	□	1,232,500円	1,232,500円	1,232,500円	1,232,500円	1,232,500円
事業費		地域包括支援センター運営事業費 講師謝金、会場費、その他備品等	□	270,000円	270,000円	270,000円	270,000円	270,000円
事務費		備品購入費、旅費交通費、研修費、通信運搬費、リース代、印刷製本費、各種消耗品、施設賠償責任保険加入費等	□	2,411,000円	2,411,000円	2,411,000円	2,411,000円	2,411,000円
管理費		・管理費 ・施設維持管理費 (各種保守点検費)	□	1,017,172円	1,017,172円	1,017,172円	1,017,172円	1,017,172円
小破修繕費	・小破修繕費 126,000円			126,000円	126,000円	126,000円	126,000円	126,000円
協力医	・協力医 630,000円			630,000円	630,000円	630,000円	630,000円	630,000円
利用料金の活用		<介護保険収入等を充当する場合は記載してください。>						
合計			31,677,672円	31,677,672円	31,677,672円	31,677,672円	31,677,672円	
うち団体本部経費								

※2:(地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数(0.375人工))+(地域包括支援センター運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数)+(地域包括支援センター運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

(3) 生活支援体制整備事業

項目		積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額				
				令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
人件費	賃金水準 スライド対象	【内訳】 賃金水準スライド対象人件費 ・生活支援Co	□	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
	賃金水準 スライド対象外	【内訳】 賃金水準スライド対象外人件費 ・生活支援Co	□	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
事業費		生活支援体制整備事業費 講師謝金、会場費、その他備品等	□	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
事務費		備品購入費、旅費交通費、研修費、通信運搬費、リース代、印刷製本費、各種消耗品、施設賠償責任保険加入費等	□	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
利用料金の活用		<介護保険収入等を充当する場合は記載してください。>						
合計				5,336,000円	5,336,000円	5,336,000円	5,336,000円	5,336,000円
うち団体本部経費								

※3:生活支援体制整備事業に係る生活支援コーディネーター基礎単価×配置予定人数

(4) 一般介護予防事業

項目		積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額				
				令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
事業費	一般介護予防事業費 講師謝金、会場費、その他備品等	□	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円
合計				154,000円	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円
うち団体本部経費								

収支予算書
(横浜市大岡地域ケアプラザ)

項目		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
収入	横浜市 支払 想定額	地域ケアプラザ 運営事業	19,610,505円	19,610,505円	19,610,505円	19,610,505円
		地域包括支援 センター運営事業	31,677,672円	31,677,672円	31,677,672円	31,677,672円
		生活支援 体制整備事業	5,336,000円	5,336,000円	5,336,000円	5,336,000円
		一般介護予防 事業	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円
			56,778,177円	56,778,177円	56,778,177円	56,778,177円
	介護保険 事業収入	介護予防支援事業 ・第1号介護予防支 援事業	2,400,000円	2,400,000円	2,400,000円	2,400,000円
		居宅介護支援事業	21,000,000円	21,000,000円	21,000,000円	21,000,000円
		通所系 サービス事業	91,000,000円	91,000,000円	91,000,000円	91,000,000円
			114,400,000円	114,400,000円	114,400,000円	114,400,000円
	その他収入					
		171,178,177円	171,178,177円	171,178,177円	171,178,177円	171,178,177円
支出	内訳	人件費	132,000,000円	132,000,000円	132,000,000円	132,000,000円
		事業費	13,130,000円	13,130,000円	13,130,000円	13,130,000円
		事務費	14,450,000円	14,450,000円	14,450,000円	14,450,000円
		管理費	10,640,000円	10,640,000円	10,640,000円	10,640,000円
		その他				
			170,220,000円	170,220,000円	170,220,000円	170,220,000円
	うち団体本部経費					
収支		958,177円	958,177円	958,177円	958,177円	958,177円

**賃金水準スライドの対象となる人件費に関する提案書
(横浜市大岡地域ケアプラザ)**

1 地域ケアプラザ運営事業における基礎単価及び配置予定人数

(1) 地域ケアプラザ所長

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規雇用職員等	基礎単価	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
	配置予定人数	0.1250人	0.1250人	0.1250人	0.1250人	0.1250人

(2) 地域ケアプラザ所長以外

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規雇用職員等	基礎単価	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
	配置予定人数	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人
臨時雇用職員等	① 基礎単価	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
	① 配置予定人数	4.0000人	4.0000人	4.0000人	4.0000人	4.0000人
	② 基礎単価					
	② 配置予定人数					
	③ 基礎単価					
	③ 配置予定人数					

2 地域包括支援センター運営事業における基礎単価及び配置予定人数

(1) 地域ケアプラザ所長

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規雇用職員等	基礎単価	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
	配置予定人数	0.3750人	0.3750人	0.3750人	0.3750人	0.3750人

(2) 地域ケアプラザ所長以外

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規雇用職員等	基礎単価	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
	配置予定人数	4.0000人	4.0000人	4.0000人	4.0000人	4.0000人
臨時雇用職員等	① 基礎単価	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
	① 配置予定人数	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人
	② 基礎単価					
	② 配置予定人数					
	③ 基礎単価					
	③ 配置予定人数					

3 生活支援体制整備事業における基礎単価及び配置予定人数

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規雇用職員等	基礎単価	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
	配置予定人数	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人

4 人員配置の理由

提案する職員の人員配置について、次の欄に理由を記入してください。

利用者の皆さんに安心・安全で質の高いサービスを提供するため、法令を遵守し、配置基準に則った適正な人員配置を行います。特に地域包括支援センターにおいては、地域住民の皆さんから寄せられる多種多様な相談ニーズに応えるため、社会福祉士、保健師、主任ケアマネジャーの3職種の配置を維持し、地域の福祉・保健活動拠点としての中核的な役割を果たす施設であり続けることを目指してまいります。

団体の概要

(令和7年2月7日現在)

(ふりがな) 団体名	(しゃかいふくしほうじん よこはまししゃかいじぎょうきょうかい) 社会福祉法人 横浜市社会事業協会
共同事業体又は中小企業等協同組合として応募している場合には、その名称を記入してください。	
(ふりがな) 名称	()
所在地	〒245-0017 横浜市泉区下飯田町355 ※法人の場合は登記簿上の本店所在地を、任意団体の場合は代表者の住所をご記入ください。 (市税納付状況調査（様式6 同意書による）に使用します)
設立年月日	1981年 4月
沿革	<p>1981年4月1日 法人設立。更生施設「横浜市中央浩生館」を受託経営。</p> <p>1983年4月1日 身体障害者療護施設「よこはまリバーサイドとつかホーム（現よこはまリバーサイド泉）」を設置経営</p> <p>1993年1月27日 「横浜市大岡在宅支援サービスセンター（現横浜市大岡地域ケアプラザ）」を受託経営</p> <p>2002年11月1日 障害者グループホーム「ゆい」を開設</p> <p>2002年12月1日 「横浜市簗沢地域ケアプラザ」を受託経営</p> <p>2003年2月1日 「横浜市保土ヶ谷区精神障害者生活支援センター」を受託経営</p> <p>2006年4月1日 横浜市保土ヶ谷区生活支援センター、横浜市大岡ケアプラザ、横浜市簗沢地域ケアプラザ、横浜市中央浩生館指定管理者業務開始</p> <p>2009年9月1日 「居宅サポート・リバーサイド泉」を開設</p> <p>2010年12月1日 障害者グループホーム「サンライズ」を開設</p> <p>2011年12月1日 生活介護事業所「よこはまリバーサイド泉Ⅱ光梨」を開設</p> <p>2012年3月1日 障害者グループホーム「アンダール」を開設 4月1日 「横浜市鶴見区精神障害者生活支援センター」を指定管理者として運営開始</p> <p>2013年7月1日 就労継続支援A型事業所「アテイン」を開設 11月1日 生活介護・放課後等児童デイサービス事業所「よこはまリバーサイド泉Ⅲのぞみ・ひまわり」を開設</p> <p>2015年4月1日 就労継続支援B型・移行事業所「インカル」を開設</p> <p>2016年11月1日 障害者グループホーム「すてら縁」開設</p> <p>2017年4月1日 横浜市多機能型拠点「こまち」開設</p> <p>2019年12月1日 横浜市立左近山特別支援学校内に放課後等デイサービス事業「たんぽぽ」開設</p>

	<p>2021年10月1日 就労継続支援B型事業所「Caféturtle」開設 2022年4月1日 就労継続支援B型事業所「うるおい南」開設</p>																				
事業内容等	<p>以下の事業所を運営しております。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 地域ケアプラザ <ul style="list-style-type: none"> (ア)横浜市大岡地域ケアプラザ (イ)横浜市簞沢地域ケアプラザ 2. 生活保護法の更生施設 横浜市中央浩生館 3. 障害者支援施設 よこはまりバーサイド泉 4. 障害福祉サービス事業 <ul style="list-style-type: none"> (ア)生活介護(通所) よこはまりバーサイド泉Ⅱ光梨、よこはまりバーサイド泉Ⅲのぞみ (イ)就労支援 アテイン、インカル、CaféTurtle、うるおい南 (ウ)グループホーム ゆい、サンライズ、アンダール、すてら縁 (エ)居宅介護(ホームヘルプ) 居宅サポート・リバーサイド泉 5. 精神障害者生活支援センター <ul style="list-style-type: none"> (ア)横浜市保土ヶ谷区精神障害者生活支援センター (イ)横浜市鶴見区精神障害者生活支援センター 6. 重症心身障害児・者の多機能型拠点 横浜市多機能型拠点こまち・なごみクリニック(診療所・訪問看護) 7. 収益事業 太陽光発電による売電 																				
財務状況 ※直近3か年の事業年度分	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>令和3年度</th><th>令和4年度</th><th>令和5年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総収入</td><td>2,499,675,659円</td><td>2,584,501,368円</td><td>2,700,530,735円</td></tr> <tr> <td>総支出</td><td>2,433,525,010円</td><td>2,588,307,092円</td><td>2,698,038,523円</td></tr> <tr> <td>当期収支差額</td><td>66,150,649円</td><td>-3,805,724円</td><td>2,492,212円</td></tr> <tr> <td>次期繰越収支差額</td><td>795,399,514円</td><td>813,753,776円</td><td>806,042,619円</td></tr> </tbody> </table>	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	総収入	2,499,675,659円	2,584,501,368円	2,700,530,735円	総支出	2,433,525,010円	2,588,307,092円	2,698,038,523円	当期収支差額	66,150,649円	-3,805,724円	2,492,212円	次期繰越収支差額	795,399,514円	813,753,776円	806,042,619円
年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度																		
総収入	2,499,675,659円	2,584,501,368円	2,700,530,735円																		
総支出	2,433,525,010円	2,588,307,092円	2,698,038,523円																		
当期収支差額	66,150,649円	-3,805,724円	2,492,212円																		
次期繰越収支差額	795,399,514円	813,753,776円	806,042,619円																		
連絡担当者	[REDACTED]																				
特記事項																					